

令和8年度「健康保険被扶養者の扶養に関する確認調査」

添付(画像をアップロード)する書類一覧

注意事項：健保組合から市区町村への照会で、所得の確認ができなかった方は、下記の書類に加えて市区町村発行の「所得証明」を提出していただきます。

・無収入の方 → 同居の場合は添付する書類は無し（調査票の作成、提出のみ行ってください。）

・パート、アルバイト等をしている方で給与以外の収入がない方 → 下記 A、Bのうちどちらか一方

A：直近の連続した3ヶ月の給与明細

※支払元・受取人・支給月・総支給額(控除前の額)の全てが確認できるもの。

B：労働条件通知書

※時給・労働時間・労働日数等が記載され、それらを用いて年間収入の見込み額が算定でき、その額が基準額未満のもの。

基準額とは

年齢	年間収入
19歳未満	130万円（月額108,334円）未満
19歳以上23歳未満	
被保険者の配偶者以外	150万円（月額125,000円）未満
被保険者の配偶者	130万円（月額108,334円）未満
23歳以上60歳未満	130万円（月額108,334円）未満
60歳以上	180万円（月額150,000円）未満
年齢問わず、障害厚生年金受給要件に該当する障がい者	180万円（月額150,000円）未満

・パート、アルバイト等をしている方で給与以外にも収入がある方

→ 直近の連続した3ヶ月の給与明細

※支払元、受取人、支給月、総支給額(控除前の額)の全てが確認できるもの。

・自営業の方(その他の収入がある方) → ・直近の確定申告書

・必要経費がわかる収支内訳書

・年間取引報告書(株式取引の収入がある方) など

※収入の種類や状況により、追加で提出していただく書類がある場合があります。

・年金を受給している方 → 受給している全ての年金の直近の「年金振込通知書」

・被保険者と別居している方(単身赴任の場合を除く) → 下記 A、Bのうちどちらか一方

A：送金の証明となるもの(直近の連続した3ヶ月の振込み・送金を確認できる書類)
例)振込控え、現金書留控え等

※送金日、送金元お名前、受取人お名前、金額がすべて確認できるもの。

◎手渡しは認められません。提出期限までに連続した3ヶ月分の送金証明書類を添付できない場合は、一旦、被扶養者廃止の手続きをしてください。

B：在学証明(発行日から3ヶ月以内のもの)

※画像送付後も、求められれば原本を提示できるよう各自で保管してください。

・遺産相続等一時的な収入があった方 → その事実を確認できる書類

例)・相続税の計算明細書 等